## 土壌汚染対策法に関する Q&A

※以下、「土壌汚染対策法の一部を改正する法律(平成29年法律第33号)」を 「改正法」といいます。

## 1. 使用が廃止された有害物質使用特定施設に係る工場又は事業場の敷地であった土地の調査(法第3条関係)

	放地でのうた上地の側直(は有り木色水)		
No.	Q (質問の概要)	A (質問に対する回答)	
1	土壌汚染状況調査において、単位区画をさらに分割して調査を行った結果、当該さらに分割して形成された区画のうちの1つが、土壌溶出量基準に適合しなかった。このような場合、当該さらに分割して形成された区画のうち土壌溶出量基準又は土壌含有量基準に適合しなかった区画のみを区域指定してよいか。	規則第9条第2項及び第3項にある ように、土壌汚染状況調査にお対象地 汚染状況調査にを対象地画 汚染状況調査で対象地画 汚染状況調査で対象地画 に、土壌汚染状況調査で対象地画 でいる。 御野ではいる。 御野ではいる。 一個では、100 ㎡の単位では、 のでは、100 ㎡の単位では、 のでは、100 ㎡の単位では、 のでは、100 ㎡の単位では、 ででは、100 ㎡の単位でが、 でが、評価をおいて、 では、当該であることは、 は、当該であるに、当該であるに、 は、当該でするに、 は、当該でするに、 は、100 ㎡の単位でが、 であることは、 は、当該でするに、 は、100 ㎡の単位でが、 であるに、 は、100 ㎡の単位でが、 に、100 ㎡の半でが、 に、100 ㎡の半でが、 に、100 ㎡の半でが、 に、100 ㎡の半でが、 に、100 ㎡の半でが、 に、100 ㎡の半でが、 に、100 ㎡の半でが、 に、100 ㎡のとに、 に、100 ㎡のとに、 に、100 ㎡のとに、 に、100 ㎡のとに、 に、100 ㎡のとに、 に、100 ㎡のに、 に、100 ㎡のに、	
2	A及びB各々が所有する隣接した土地を敷地として設置されていた有害物質使用特定施設が廃止されたことに伴い、A及びBはそれぞれの所有地につき、法第3条第1項ただし書の確認を受けた。 その後、Aの所有する土地につき法第3条第5項に基づく土地の利用方法の変更の届出が行われた場合、Bには、何らかの法に基づく手続を行う義務が生じるか。	土地の利用方法の変更届出がなされたのがAの所有する土地のみであれば、Bに何らかの手続を行う義務は生じない。 なお、隣接地(A所有地)のただし書の確認が取り消された場合、自治体として、Bに対してその旨を伝えることは、法において定められた手続ではないことから、個別に判断されたい。	

法第3条第1項ただし書の確認を受 敷地全体について調査できるような けた工場又は事業場の敷地全体につい 状況であれば、まずは法第3条第1項 て、当該確認の取消しを受ける前に土 ただし書の確認を受けた土地の利用方 法について変更がなされていないかど 壌汚染状況調査と同等の調査を行った 結果、汚染が見つからなかった場合 うかを確認する必要がある。当該調査 も、法第14条第1項の指定の申請をさの結果、汚染がなかった場合には、法 3 せるべきか。 第14条第1項の指定をすることはでき ない。なお、当該調査の結果は、法第 3条第1項ただし書の確認が取り消さ れた後に調査義務の履行として提出し てもらうことが可能である。 法第3条第1項ただし書の確認を受 土地の利用方法の変更がない限りた けた工場又は事業場の敷地の一部につ だし書の確認は取り消されない。当該 いて、法第14条第1項の指定の申請が確認を受けた工場又は事業場の敷地に なされ、都道府県知事等が確認して区 ついて、法第14条第1項の指定の申請 域指定を行った場合、当該確認は取り に基づき区域指定がなされたとして 消すこととなるのか。 も、当該確認が取り消された段階で、 法第3条第1項の調査義務が生じるこ ととなる。 水質汚濁防止法(昭和45年法律第 法第3条第1項においては、調査の 138 号) に基づく「有害物質貯蔵指定施 対象とする有害物質使用特定施設につ 設」は法第3条第1項に規定する有害 いて、その施設において特定有害物質 物質使用特定施設に該当するか。 を製造し、使用し、又は処理するもの と規定していることから、「有害物質貯 蔵指定施設」はこれに該当しない。 しかし、法第4条第3項に規定する 5 基準においては、規則第26条第4号に 該当することから、「有害物質貯蔵指定 施設」のあった土地について、土地の 形質の変更が行われる場合には法第4 条第3項の調査命令の対象となりう る。 1種類のみの使用を廃止する場合で 特定有害物質を3種類使用している 有害物質使用特定施設において、1種 あっても、法第3条第1項の調査義務 は生じ、同項ただし書の確認は必要と 類のみの使用の廃止に係る水質汚濁防 止法第7条の変更の届出があった場 なる。 合、3種類全ての使用を廃止するわけ ではないので、法第3条第1項の調査 義務は生じず、同項ただし書の確認を する必要はないと解してよいか。

7	有害物質使用特定施設の使用の廃止の届出を受けた後、既に当該土地の所有者が亡くなっていたことが判明した場合、法第3条第3項に基づく通知は誰に発出すればよいか。	法第3条第3項の通知は、届出を受けた時点の土地の所有者等、すなわち当該土地の相続人に対し発出される。ただし、相続人以外に新たに土地の所有者等となった者が存在し、調査を行うことについて合意している場合にあっては、当該新たに土地の所有者等となった者に対し発出される。
8	経過措置について、平成31年4月1日以後に法第3条第3項の通知又は同条第6項の取消しを受けた場合は、改正法第二段階施行後の土壌汚染対策法の適用になるのか。	そのとおり。
9	過去に行われた土壌汚染状況調査の 起点の利用について、土壌汚染状況調 査と同等程度の自主調査や条例調査も 利用できるのか。	規則第5条第2項の起点の特例は、 「過去に行った土壌汚染状況調査」が 対象である。 ここで対象となる調査については、 法第2条第2項に定める土壌汚染状況 調査のみならず、法第14条の指定の申 請に係る調査など、当該特例を適用し ようとする時点で土壌汚染状況調査と みなされている調査も含まれる。
10	過去に要措置区域等に指定され、汚染の除去等の措置を講じて区域の指定を解除された土地において、新たな調査契機が生じた場合、分解により生成するおそれのある特定有害物質(分解生成物)の汚染のおそれについてはどのように判断すればよいか。	過去(平成31年3月31日以前)に 要措置区域等に指定され、掘削除去を して区域の指定を解除された土地にいては、分解生成物を含め汚染土と 除去されていると考えられること判断 ら、汚染のおそれはないものと判断て で差してを解除された土地において 対の指定を解除された土地において は、分解生成物を含めた浄化とおいて がないることが確認されている場合 とれていることが確認されていない場合 決のおそれはないものと判断して を ないおそれはないものと判断して ないおそればないものと判断して を ないおそればないものと判断して を ないおそればないものと と が ないおそればないものと と が ないおそればない ない ない ない ない ない ない ない ない ない ない ない ない な
11	過去に要措置区域等に指定され、汚染の除去等の措置を講じて区域の指定を解除された土地において、新たな調査契機が生じた場合、トランスー1,2ージクロロエチレンをどのように扱うのか。	過去(平成31年3月31日以前)にシスー1,2ージクロロエチレンを区域指定対象物質として要措置区域等に指定され、掘削除去をして区域の指定を解除された土地は、1,2ージクロロエチレンによる土壌汚染のおそれはない。また、原治と判断して上地であって、シスー1,2ージクロロ水ではいて地下水基準においることが確認されたとも壌汚染のおそれはないものと判断して差し支えない。

法第3条第7項について、土地の形 法第3条第7項について、土地の形 質の変更の内容が盛士のみである場合 質の変更が盛土のみの場合は届出が必 は、届出は不要とする。 要か。盛土について事業者の希望で調 事業者の申し出がある場合は、法第 香をしたい旨の申し出がある場合はど<br /> 12 3条第8項の調査ではなく、自主的な うか。 調査の結果、基準に適合しないと認め る場合は、法第14条の申請を促された い。 法第3条第7項は、ただし書の確認 有害物質使用特定施設に係る工場・ を受けた土地における土地の形質の変 事業場の敷地において、900 mg以上の土 更を対象にしているため、ただし書の 地の形質の変更が予定されている。 確認を受ける前の土地の形質の変更に その工事計画によれば、当該土地の ついて、法第3条第7項の規定が適用 形質の変更の途中で当該施設の使用を されることはない。 本件の場合、有害物質使用特定施設 廃止し、法第3条第1項ただし書の確 に係る工場・事業場の敷地における 13 認を受けることになるが、ただし書の 900 m<sup>2</sup>以上の土地の形質の変更につい 確認を受けた後の土地の形質の変更の て、法第4条第1項の届出が必要であ 面積が900 m²未満であっても、一連の り、施設及び敷地の状況を把握して、 十地の形質の変更の合計面積が 900 m<sup>2</sup> 法第4条第3項の調査報告命令を適切 に運用する必要がある。 であるとして、法第3条第7項の届出 が必要になるのか。 3,000 m<sup>2</sup>以上の土地の形質の変更に 法第3条第1項ただし書の確認を受 ついては、法第4条第1項「対象とな けた土地において 3,000 m<sup>2</sup>以上の土地 る土地の面積が環境省令で定める規模 の形質の変更を行う場合は、法第3条 以上」であるが、法第3条第1項ただ 第7項の届出のほかに、法第4条第1 し書の確認に係る土地は法第4条第1 14 項の届出が必要か。 項第1号に該当するため、法第4条第 1項の届出は必要なく、法第3条第7 項の届出のみで足りる。 法第3条第1項ただし書の確認を受 法第3条第1項ただし書の確認を受 けた土地における 1,000 m 以上の土地 けた土地において、1,000 m<sup>2</sup>以上の土 の形質の変更については、法第3条第 地の形質の変更を行い、その隣接地で 7項の届出が必要である。さらに、 2,000 m<sup>2</sup>以上の土地の形質の変更(合 3,000 m<sup>2</sup>以上の土地の形質の変更につ 計 3,000 m<sup>2</sup>以上の土地の形質の変更) いては、法第4条第1項「対象となる 15 を行う場合は、法第3条第7項の届出 土地の面積が環境省令で定める規模以 上」であり、同項第1号に該当しない のほかに、法第4条第1項の届出が必 ため、法第4条第1項の届出が必要で 要か。 ある。 深さを限定する規定が定められたこ 法第3条第7項の届出等において、 とから、深さの確認のために必要な図 平面図、立面図及び断面図を添付する 面を提出することとなる。 ことと規定されているが、全ての図面 なお、従前から法第12条第1項の届 の提出が必要か。 16 出等において同様の規定があるほか、 断面図及び立面図が同じ場合があるこ と等が考えられるので、都道府県等に より適切に判断されたい。

法第4条第2項と同様の規定はな 法第3条第7項の届出の際に、土地 く、法第3条第8項は必ず土壌汚染状 の土壌の特定有害物質による汚染の状 況調査の命令を行う必要がある。 況を調査した結果が添付されていれ もっとも、「土壌汚染対策法第3条第 ば、法第4条第2項の規定と同様に取 8項の土壌汚染状況調査及びその結果 扱い、法第3条第8項の命令を省略す の報告の命令に係る聴聞又は弁明の機 会の付与について」(令 和 2 年 11 ることができるか。 月 2 5 日付け環水大土発第 2011251 号)において、「法第3条第8項の命令 の発出に当たり、行政手続法第 13 条 第1項の聴聞又は弁明の機会の付与の 手続を執る必要はないと解して差し支 17 えないものとする」としている点に留 意されたい。

なお、土地の形質の変更を計画的に 実施する観点等から、当該命令が行われる前に指定調査機関に調査をさせた 結果が当該命令の発出後に提出された 場合であって、当該調査以後に新たな 汚染のおそれがないときは、当該調査 の結果を当該命令に基づく調査の報告 に利用することができる。

## 2. 土壌汚染のおそれがある土地の形質の変更が行われる場合の調査 (法第4条関係)

-	, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	
No.	Q(質問の概要)	A (質問に対する回答)
1	土地の形質の変更を行おうとする範囲が2以上の都道府県知事等が管轄する土地にまたがる場合、法第4条第1項の届出はどのように行うべきか。	土地の形質の変更を行おうとする範囲が2以上の都道府県知事等が管轄する土地にまたがる場合には、同じ内容の届出書を当該2以上の都道府県知事等に対して提出するように指導されたい。当該届出を受けた都道府県知事等は、それぞれが管轄する土地について、法第4条第3項の命令の発出を検討することになる。
2	法第4条第1項の届出を受理し、同条第3項の命令を発出した後に、当該届出の撤回を受け付けることができるか。	非常災害等による工事計画の中止等 やむを得ない場合については、届出を 撤回することがあり得る。
3	土砂等の崩落防止のため、法面工事を行うときに山の斜面を掘削するが、 土地の形質の変更に係る土地の面積の 考え方は、山の斜面の面積とするの か、それとも掘削部を水平投影した面 積とするのか。また、その場合、掘削 深度は斜面のどの方向の深度と考える べきか。	トンネル工事の際と同様に、掘削部 を平面投影した面積で算定されたい。 また、斜面の掘削深度については、鉛 直方向で考えられたい。

4	規模(面積)を概略で試算して3,000 ㎡未満となり届出が不要であったものについて、工事に着手し、施行の途中において先線の計画が確定して3,000 ㎡以上となった場合(当初より面積が確定している場合にあっても工事を中での工法変更となり、面積が変わる場合にあっても想定される)、確定した時点で届出を行うことでよいか。また、その時の対象となる規模は、確定した時点の残工事区の規模を対象とするのか。	工事の施行途中で計画変更し、土地の形質の変更の面積が変わったとしても届け出た範囲内に収まるように、土地の形質の変更がなされる範囲については、広めに届出をするように指導されたい。 工事着手後に面積が変更となった場合については、残工事区の規模を基準合については、残工事区の規模を基準として、法第4条第1項の届出の要否を判断されたい。
5	掘削土壌を敷地内に一時的に仮置きする場合、その場所も盛土する場所として届け出る必要があるか。 また、シートや鉄板で養生し、地面と接触しないように仮置きを行う場合についても届け出る必要があるか。	前段及び後段ともに、盛土には該当 するため土地の形質の変更の面積に含 めて考えられたい。
6	再生砕石を砂利にして、地面に盛る 場合、法第4条第1項上、盛土扱いに なるのか。	砂利を地面に盛ることにより、土地 の形状が変更されることから、法第4 条第1項の土地の形質の変更に当た る。
7	川岸で砂利を採取する行為について も、法第4条第1項の届出が必要とな るのか。	砂利を採取する行為により、土地の 形状が変更されることから、法第4条 第1項の土地の形質の変更に当たる。
8	海岸砂浜の減少防止工事として、港から浚渫した砂を砂浜に盛る工事を行うことについて、法第4条第1項の届出の対象となるか。	水底において土砂を掘削する浚渫行 為は土地の形質の変更に当たらない。 浚渫土砂を砂浜に盛る行為は、砂浜 の掘削を伴う場合、法第4条第1項の 届出の対象となる。一方、浚渫土砂を 砂浜に盛る行為のみで、砂浜の掘削を 伴わない場合は、法第4条第1項の対 象とならない。
9	港湾工事として、浚渫土砂を港湾用地に仮置きすることは、法第4条第1項の届出の対象となるか。 また、当該仮置き土を移動する際は届出が必要か。	底質を掘り出す浚渫行為は、土地の 形質の変更に当たらず、浚渫後の底質 の仮置きに当たって仮置く土地の掘削 を伴わない場合は、法第4条第1項の 届出の対象とならない。当該仮置き後 の底質を移動する場合は、当該底質が 当該土地の土壌と区別できる状態にな ければ届出の対象となる。
10	海域の埋立竣功前の埋立地(造成中)で、区画整備や道路整備に伴って、3,000 ㎡以上の改変を行う場合、竣功前の埋立地は海面であるため、法第	不要と考えてよい。

	4条第1項の届出は不要と考えてよいか。	
11	開発予定地において、ため池が一定 の面積を占めている場合、法第4条第 1項の届出の土地の形質の変更に係る 土地の面積の算定対象となるか。	ため池の水底の土砂は底質にあたり、法の適用対象とならない。 なお、ため池の水位が変動する場合は、水面下となる範囲がそれに合わせて変動することとなり、ため池の様態により底質と見るか土壌と見るか個別判断となるため、自治体での確認が必要である。
12	陸上自衛隊の演習場及び射撃場において、訓練のため3,000 ㎡以上の土地の形質の変更を行う場合、法第4条第1項の届出の例外となるか。	陸上自衛隊の演習場及び射撃場における土地の形質の変更についても、法第4条第1項第2号(規則第25条各号)に該当しない限り、同項の届出の対象となる。
13	採石場は認可更新時に法第4条第1項の届出対象となるか(採取認可範囲が同じ場合)。 また、採取範囲が拡大となった場合(変更認可等)、同項の届出対象範囲は拡大した範囲のみで判断するのか、それとも既認可分を含めた全体で判断するのか。	採取認可範囲が同じ場合であれば、 法第4条第1項の届出は不要である が、採取範囲が拡大となった場合に は、当該拡大した範囲について同項の 届出の要否を判断されたい。
14	法第4条第1項の届出に係る土地について、同条第3項の命令を発出しないという判断を都道府県知事等がした場合に、その旨を土地の所有者等に通知することは可能か。	仮にそのような通知がなされた後に、当該土地において法第4条第3項の基準に該当する地歴が判明し、その際、当該通知を受けて既に土地の形質の変更が行われてしまえば、もはや同項の命令を発出することが不可能になってしまうことから、通知の発出については慎重に判断すべきである。
15	土地の形質の変更をしようとする者 が当該土地の所有者等でない場合に添 付する「登記事項証明書その他の当該 土地の所有者等の所在が明らかとなる 書面」は原本であることが必要か。	土地の所有者等の所在を明らかにする書面であれば、写しの添付による運用をすることは差し支えない。
16	登記事項証明書における土地の所有者と実際の土地の所有者が異なる場合、「土地の所有者等の所在が明らかとなる書面」として法第4条第1項の届出にどのような書類を添付すべきか。	例えば、実際の土地の所有者による 当該土地の固定資産税の支払いを証明 する書類の添付等が想定される。

17	土地の所有者の死亡により相続人が 土地の所有権を有している場合、「土地 の所有者等の所在が明らかとなる書 面」として法第4条第1項の届出にど のような書類を添付すべきか。	戸籍謄本及び住民票の写しなど相続 人であることを証する書類を添付する ことにより運用されたい。
18	土地改良事業の場合において、一般 的に事業実施主体が工事を施工する権 限を有するが、規則第23条第2項第2 号の「登記事項証明書その他当該土地 の所有者等の所在が明らかとなる書 面」の添付は必要か。	事業実施主体が「土地の形質の変更の届出を行う者」、かつ、「土地の所有者等」に該当する場合、規則第23条第2項第2号の書類添付は不要である。なお、都道府県等における調査命令等の手続を円滑に実施するため、届出の際には必要に応じて当該事業の担当部署の連絡先等についても併せて連絡することとされたい。
19	規則第25条第1号ハの「土地の形質の変更に係る部分の深さ」とは、現在の地表面(アスファルト舗装されている場合には、アスファルト面)からの深さと解してよいか。	そのとおり。
20		道路のアスファルト面のみを掘削し、原地盤の形質が変更されない場合は、土地の形質の変更に当たらない。 一方、アスファルト面よりも深く掘削し原地盤の形質が変更される場合は、土地の形質の変更に当たる。
21	第4条第1項の届出対象外となっている「林業の用に供する作業路網の整備」について、具体的な定義(判断基準等)はあるか。	地の形質の変更を伴うものであったと
22	に当たり、その必要性を確認するため	法第4条第1項の届出に係る土地は、法第54条第1項の「土壌汚染状況調査に係る土地」に該当すると解して差し支えない。

め、当該十地に立入検査を実施するこ ただし、都道府県知事等は、法第4 とがあると考えられるが、この場合、 条第3項の命令を発出するために当該 当該土地は、法第 54 条第 1 項の「土壌 |土地の地歴を確認し、当該命令の発出 汚染状況調査に係る土地」に該当する の当否を説明する責任を負うところ、 と解してよいか。 法第54条第1項に基づき、当該土地の 所有者等に対し当該地歴の報告を求め ることは、法第4条第3項の命令の発 出に伴う責任を私人に転嫁することに なることから、かかる運用をしないよ う留意されたい。 当該事務連絡により示したリストは 「特定有害物質の埋設、飛散、流出 あくまで例示であり、そのすべてを照 又は地下への浸透等の履歴を確認する 会したからといって必ずしも不作為の 際に参考になり得ると考えられる行政 責任を問われなくなるわけではない。 手続の例について」(平成22年3月30 確認すべき情報は個別の十地により異 日付け事務連絡) で示された行政手続 なり、網羅的に示すことはできない。 の例はそのすべてについて、所管行政 例えば、旧来から農地として利用さ 庁に対し法第4条第1項の届出に係る れていた土地や山林に化学工場が立地 23 土地に係る照会を行う必要があり、そ されていたとは考えがたく、そのよう うしなければ不作為の責任を問われる な場合にまで化学工場に係る履歴を確 ということか。 認する必要性が高いとはいえず、土地 の利用状況を勘案し、所管行政庁への 照会の合理的必要性がある場合に照会 するという運用にされたい。 水質汚濁防止法第6条に基づき、水 当該土地は、生コンクリートに六価 質汚濁防止法施行令(昭和46年政令第 クロムが含まれるという知見があるこ 188 号) 別表第1の55号「生コンクリ とから、規則第26条第4号に該当する ート製造業の用に供するバッチャープ と解されたい。 ラント」に係る特定施設使用届出書を 提出した事業場の敷地であった土地 24 は、当該届出履歴をもって、法第4条 第3項に規定する「特定有害物質によ って汚染されているおそれがあるもの として環境省令で定める基準」(規則第 26条) に該当するのか。 法第4条第3項の命令について、同 汚染の拡散の防止という観点から 条第1項の届出に係る掘削部分だけで は、掘削部分以外を調査命令の対象と なく、盛土部分についても、調査命令 なる土地の範囲に含める必要性がある 25 の対象となる土地の範囲に含めること とは考えていない。 ができるか。 土壌汚染対策法施行以前に水質汚濁 前段については、可能と考える。 防止法特定施設の廃止届出が提出され 後段については、申出に係る特定有 た事業場跡地 (3,000 m² 以上) につい 害物質に限定することにはならない。 て、法第4条第1項に基づく届出があ ほかに法第4条第3項の基準に該当す った。水質汚濁防止法届出台帳に記載 る地歴があるか否かについて確認のう されていないものの、土地所有者等か ら特定有害物質を使用していた旨の申 え、もしその他の地歴がないようであ 出がなされた場合、当該申出のみを判 れば、使用履歴のある特定有害物質に 断資料として、同条第3項の調査命令 加え、それらが第一種特定有害物質の

	を発出することは可能と考えるがいかがか。 また、土地所有者等の使用履歴情報の申し出のみを判断資料としてよい場合,申出のとおりの特定有害物質に限定して調査対象としてよいか。	場合はその分解生成物である特定有害物質も調査対象として命令を発出することになる。
27	規則第25条第4号の「鉱山関係の土地」とは、規則第16条第3項第3号の定義のとおりであるが、このうち「鉱山の敷地であった土地」には、鉱山保安法(昭和24年法律第70号)第2条第2項ただし書及び同条第4項で規定される附属施設であった土地が含まれるか。	鉱山保安法第2条第2項ただし書及 び同条第4項で規定される附属施設 は、同法第2条第2項ただし書の規定 により鉱山に該当しないため、「鉱山の 敷地であった土地」に該当しない。
28	土地の形質の変更が計画されている 鉱山保安法第2条第2項に規定される 鉱山の敷地があり、現在、鉱業法(昭和25年法律第289号)第62条第3項 に基づく休止認可を受けている。認可 保安法の逐条解説によると、休止にに 接安法の逐条解説によると、休止にに 当しないので、当該土地は規則第25条 第4号の「鉱山関係の土地」に、休安と 第4号の「鉱山内る。しかし、休安と 第4号のに思われる。しかし、休安と 第4号のに思われる。しかし、休安と ないように思われる。しかし保安とと ないように思かれる。しかし保安とと ないように思かれる。 はがよりない。 とばいの敷地は鉱いることと 踏まえ、同条第4号に該当するものと 解することは可能か。	そのとおり解して差し支えない。 ただし、休止認可を受けた鉱山であって、休鉱山の鉱業権者にかかる義務 が遂行できない(鉱害防止が実施され ていない)状態にある場合は、この限 りでない。
29	法第4条第1項の届出に必要な図面 を、道路占用に係る書類で代用するこ とは可能か。	土地の形質の変更が行われる範囲を 明示した図面であり、掘削部分と盛土 部分が区別して表示されていれば可能 である。
30	法第4条第3項の命令の対象としていない土地を含む土壌汚染状況調査結果の報告がされた場合であって、当該土地について汚染が判明していたとき、これを根拠に当該土地を要措置区域等に指定することは可能か。	法第4条第3項の命令の対象としていない土地について、法第4条第3項の命令に対する報告と扱うことはできない。 ただし、当該土地において汚染が判明している場合は、土地の所有者等に法第14条第1項の指定の申請を促すこととされたい。
31	太陽光発電施設 (3,000 ㎡以上) 建設に伴い、パネル基礎に深さ2m、直径約40cmのねじ込み式杭を使用する。このとき、法第4条第1項の届出は必要か。	掘削及び盛土等を行わない部分は、 土地の形質の変更の面積に計上する必 要はない。 よって、3,000 ㎡以上の施設であって も、杭設置に係る土地の形質の変更の 部分の面積の合計が3,000 ㎡未満であ

ただし、杭設置に係る土地の形質の れば、法第4条第1項の届出は必要な 変更の部分の面積の合計は3,000 ㎡未 V 1 満である。 過去に特定有害物質(クロロエチレ 平成29年3月31日以前に法に基づ ンの親物質を含む)の使用等の履歴が きクロロエチレンの親物質の調査を行 ある等、当該土地が規則第26条の基準 った結果、土壌ガスが検出されなかっ に該当する場合は、当該土地の汚染状 た土地や溶出量基準に適合した土地に 況について調査を命ずることができ おいて、法第4条第1項の届出があっ 当該基準に該当しているとして命令 た場合、クロロエチレンを調査対象と を発出するに当たっては、当該土地が して調査を命ずることはできるか。 クロロエチレン等特定有害物質によっ て汚染されていることの蓋然性を判断 したうえで、当該命令の発出の当否を 32 個別に判断されたい。 なお、クロロエチレンは、テトラク ロロエチレン、トリクロロエチレン、 1, 1, 1 - トリクロロエタン、1, 1, 2 - トリクロロエタン、1,2 - ジクロロ エチレン又は 1, 1 - ジクロロエチレン の分解生成物としても生じることに留 意されたい。

### 3. 土壌汚染による健康被害が生ずるおそれがある土地の調査(法第 5条関係)

No.	Q(質問の概要)	A (質問に対する回答)
1	廃棄物の不法投棄であることが明らかな場合であって、これによって土壌汚染を生じている場合、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)に基づき対応すべきと考えてよいか。	廃棄物の不法投棄が原因で生じた土 壌汚染の場合は、廃棄物の処理及び清 掃に関する法律による生活環境保全上 の支障の除去等の措置の一環として、 必要な限度において、汚染された土壌 も撤去される場合がある。当該措置の 完了後については、当該措置の様態に 合わせて、それぞれの法の適用を判断 されたい。

## 4. 要措置区域の指定等(法第6条関係)

No.	Q(質問の概要)	A (質問に対する回答)
INO.	. ,, ,, ,, ,, ,, ,, ,, ,, ,, ,, ,, ,, ,,	
1	区域の指定に当たって、都道府県知事等は指定の対象となる区域について 地下水汚染の有無を把握する必要があるが、どの時点でどのように調査した ら良いのか。	区域の指定に先だって行う必要があり、汚染の除去等の措置の「地下水の水質の測定」と同様の考え方で、地下水流向等を勘案したうえで、土壌汚染に起因する地下水汚染の状況を的確に把握できると認められる地点に井戸を設けることとされたい。
2	ある単位区画において、複合汚染があり、要措置区域及び形質変更時要届出区域の双方の指定要件を満たしている場合(例えば、トリクロロエチレンの土壌溶出量及び鉛の土壌含有量で基準超過し、周辺に飲用井戸があるものの、人の立入りがない単位区画)、要措置区域として指定すべきか。	当該区画においては、トリクロロエチレンについての要措置区域と鉛についての形質変更時要届出区域として指定されたい。
3	形質変更時要届出区域に指定した区域の近隣の「地下水汚染が拡大するおそれがあると認められる区域内」に居住し、当該区域指定された土地の所有者に対して何らかの悪意を持つ者が、当該土地が要措置区域に指定されるよう企図して、地下水を人の飲用に供するために用いるための取水口をあえて設置した場合には、当該形質変更時要届出区域の指定を解除し、改めて当該土地を要措置区域に指定する必要があるのか。	形質変更時要届出区域を改めて要措 置区域に指定をし直す必要はない。 もっとも、新たに取水口を設置した 者に対しては、念のため、当該地の状 況などを説明し飲用指導等を行うのが 望ましい。
4	土壌溶出量基準超過があり要措置区域に指定した土地について、指定に関係した飲用井戸が廃止された場合、指定を解除することになるか。	要措置区域の指定解除には、汚染の除去等の措置により指定の事由がなくなることが必要である。単なる飲用井戸廃止の場合は措置を実施していないため、要措置区域の指定を撤回し、形質変更時要届出区域に指定されたい。

## 5. 汚染の除去等の措置等(法第7条関係)

No.	・17条の除去等の相直等(伝第 1 3 Q(質問の概要)	A(質問に対する回答)
IVO.	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	(2 ()
1	規制した土地について、遮水工封じ込め措置を適用する場合において、進水工封間を適用する場合において、措置を実施する対象地(要措置区域)が狭小なとき、掘削土壌は埋め戻しまでで管する必要があるが、掘削した汚染土壌を当該要措置区域等外に搬出して一時保管することは、当該汚染土壌の処理業者に委託しないため、法第18条第1項の規定に反すると解してよいか。	搬出に当たる場合であれば、そのとおり。なお、搬出に当たらない場合については「土壌汚染対策法の一部を改正する法律による改正後の土壌汚染対策法の施行について」(平成31年3月1日付け通知)の記の第5の1(2)①を参照されたい。
2	遮水工封じ込めについて定める規則 別表第8の3の項のハ、二及びホで は、目標土壌溶出量を超える汚染状態 にある土壌を掘削し、掘削された土壌 のうち第二溶出量基準に適合しない汚 染状態にあるものについては同基準に 適合する土壌であることを確認したう えで、埋め戻すとされているが、掘削 する前に原位置で同基準に適合させる 処理をすることは、これらの規定に反 することになるか。	掘削する前の基準不適合土壌を原位 置で第二溶出量基準に適合するよう処理したうえで遮水工封じ込めを行うことは規則別表第8の3の項には規定していなかったところであるが、当該処理が規則別表第8の2の項に定める原位置浄化の方法により実施されるのであれば差し支えない。
3	連続する形質変更時要届出区域内で、汚染土壌を1箇所に集約することが可能か。また、当該集約された区域を除いて汚染土壌の除去がなされた区域について区域指定を解除することができるか。	連続する形質変更時要届出区域内で、汚染土壌を集約する行為自体は、規則第53条各号に適合する場合であれば可能である。また、当該集約された区域を除いて汚染土壌の除去がなされた区域については、環境省令で定める技術的基準に適合した土壌汚染の除去が講じられたのであれば、形質変更時要届出区域の指定が解除されることとなる。
4	法第7条第1項の汚染除去等計画の 作成及び提出の指示において、都道府 県知事等が示す規則第34条第2項の汚 染の除去等を講ずべき期限について は、指示措置の実施に要する期間を基 に設定するのか。	そのとおり。
5	法第7条第1項において都道府県知事等は要措置区域内において措置を講ずべき期限を示すこととあるが、指示措置が「地下水の水質の測定」の場合、措置を講ずべき期限を定められな	措置の終期を定めることができない ため、措置の着手の期限を定めること とされたい。

いカ	、どのように期限を示す必要があ	
るカ	0	

### 6. 要措置区域内における土地の形質の変更の禁止(法第9条関係)

No.	Q (質問の概要)	A (質問に対する回答)

## 7. 形質変更時要届出区域内における土地の形質の変更の届出及び計画変更命令(法第12条関係)

No.	Q (質問の概要)	A (質問に対する回答)
1	施行管理方針の確認の取消しは不利 益処分に該当するか。	該当する。

## 8. 指定の申請(法第14条関係)

No.	Q (質問の概要)	A (質問に対する回答)
1	自主的な調査により第二種特定有害物質に係る土壌含有量調査を実施した結果、土壌含有量基準を超過していたことが明らかになった土地がある。この土地について、法第14条第1項の指定の申請を行いたいと考えているが、土壌溶出量調査を実施していない場合には、指定の申請は行えないと解してよいか。	法第14条第1項の指定の申請は可能である。ただし、試料採取等対象物質が第二種特定有害物質であるため、土壌溶出量調査及び土壌含有量調査の両方が求められる。そのため、土壌含有量調査のみ実施し、土壌溶出量調査が未実施の場合には、土壌溶出量調査について省略をしたとみなし、第二溶出量基準に不適合とされる。

## 9. 台帳 (法第 15 条関係)

No.	Q (質問の概要)	A (質問に対する回答)
1	以コップ日で口吹に心戦すべてか。	自然由来等形質変更時要届出区域に 該当するかについては、汚染土壌の搬 出の際に確認すべき事項であり、規則 第58条第5項に規定する台帳の記載 事項に含まれていないため、記載の必 要はない。

## 10. 汚染土壌の搬出時の届出等(法第16条関係)

No.	Q (質問の概要)	A (質問に対する回答)
INO.		
1	要措置区域等内の土壌について、区域内で処理を行い基準に適合することを確認したうえで搬出してよいか。	認定調査により確認されていない場合は区域指定時の汚染状態の汚染土壌として扱わなければならない。
2	自然由来特例区域で、自然由来の汚染土壌が深度2mから4mの範囲に存在することが明らかな土地がある。当該区域を深度6mまで掘削し、土壌を区域外へ搬出する場合、深度2mから4mの範囲にある自然由来の汚染土壌は汚染土壌処理施設へ搬出するが、その上下の層については履歴上、人為的な汚染もないことから、基準に適合した土壌として区域外へ搬出できるか。	当該搬出行為は、区域指定を受けた 土地からの土壌の搬出となるため、深 度に関わらず全て汚染土壌として扱わ なければならない。ただし、認定調査 により基準に適合していることが確認 できれば、基準に適合した土壌として 区域外へ搬出できる。
3	改正法第二段階施行後の認定調査に おいて、要措置区域等への土壌の搬入 に係る記録(様式第 24 による届出) を都道府県知事等に区域指定の日は、 全ての特定有害物質(第三種特定有害物質(PCB を除く。)について場別を 査時地歴調査の結果により対象外とする こととなった。区域指定のの届出をが可能)を調査対象物質と1年 表こととなった。区域指定のの届出をができなった。ととなった。で同様に扱いが、土壌の搬入にでる記録を届け出ることで同様に扱い、規則第 59 条の 2 第 2 項第 3 号イの規定より認定調査の際の調査対象物質を絞り込むことは可能か。	改正法の第二段階施行後(平成31 年4月1日以降)に要措置区域等に指 定された土地であり、かつ指定の日から1年を経過していない場合は、様式 第24に準じた情報を都道府県知事等 が確認し、指定の日から1年後に届出 をすることを前提として、規則第59 条の2第2項第3号イに規定する対象 物質の種類に特定して差し支えない。 なお、改正法の第二段階施行前に要 措置区域等に指定された土地は、土壌の搬入に係る記録がなく、土壌の搬入 により汚染が生じたか不明であるた め、試料採取等対象物質は、全ての特 定有害物質となる。
4	一の土壌汚染状況調査の結果指定された複数の要措置区域等に該当する区域A及び区域Bにおいて、区域Aの汚染土壌を区域Bに設置した原位置浄化設備で浄化し、区域Aに埋め戻すことは可能か。	いわゆる飛び地間移動は、法第 18 条第 1 項第 3 号に基づき、一の土壌汚 染状況調査の結果指定された複数の要 措置区域等の間で、土地の形質の変更 に使用するために土壌を搬出すること ができる制度であり、この要件を満た すものについては可能である。 なお、御質問の場合にあっては、区 域Aから区域B、区域Bから区域Aの 2 回の飛び地間移動が行われることと なり、都度搬出の届出が必要となるこ とに注意されたい。

法第18条第1項第3号に規定されている「一の土壌汚染状況調査の結果に基づき指定された複数の要措置区域等の間」について、「一の土壌汚染状況調査の結果」とはどのような場合か。

5

同一契機の調査で得られた結果を指し、例えば、法第3条に基づき工場又は事業場の敷地であった土地を対象として実施した一つの土壌汚染状況調査において、対象地内で飛び地状に区域指定された場合を想定している。

なお、調査契機の種類(法第3条、 法第4条、法第5条及び法第14条) は問わないが、いずれか一つの調査契 機の結果であることに注意されたい。

### 11. 汚染土壌の運搬に関する基準(法第17条関係)

No.	Q (質問の概要)	A (質問に対する回答)
1	要措置区域等内で汚染土壌をフレキシブルコンテナに入れて、隣接する汚染のない土地に搬出し、1日置いた後に運び出す計画がある。この場合、積替え時の仮置き又は積替えのための一時的保管のどちらに該当するか。	一時的保管に該当すると解する。
2	汚染土壌を密閉型コンテナに封入したまま運搬する場合であっても、積替え又は保管に当たっては運搬基準に該当する設備等が必要になるか。	汚染土壌をコンテナに封入した害物質 積替えを行うにあたり、特定有害物質はそれのの間ではそれののでは、 大変をでは、ないがでは、 大変をでは、 大変をでは、 大変をでは、 大変をでは、 大変をでは、 大変をでは、 大変をできるでは、 大変をできるでは、 大変をできるでは、 大変をできるできないでは、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、

#### 12. 管理票 (法第 20 条関係)

No.	Q(質問の概要)	A (質問に対する回答)

## 13. 汚染土壌処理業の許可の申請に関する規定(法第22条関係)

No.	Q (質問の概要)	A (質問に対する回答)
1	汚染土壌処理業に関する省令(平成 21年環境省令第10号、以下「処理業 省令」)第4条第2号ロに規定する 「知識及び技能を有する者」の配置と は、具体的にどのような状態をいうの か。	組織上配置されているだけでなく、 常駐する必要があると解する。
2	事業を的確かつ継続して行うに足りる経理的基礎を有すると判断する根拠の1つとして、「汚染土壌処理業の許可及び汚染土壌の処理に関する基準について」(平成31年3月1日付け通知、以下「処理業通知」)に「利益が計上できているか否かについては、過去3年間程度の損益平均値をもって判断すること」と記載されているが、この過去3年間の損益平均値とは過去3年間の「経常利益」の平均値と解してよいか。	そのとおり。
3	処理業省令第4条第2号ロ(2)に 規定する、汚染土壌処理施設から生ず る公害を防止するための知識を有する 者の配置について、外部の者に管理業 務を委託することは可能か。	その汚染土壌処理施設の従業員でなくとも所要の資格を有する者であれば、その者を当該汚染土壌処理施設の公害防止担当者に選任しても差し支えないが、その場合には、汚染土壌処理業者は、その者が当該汚染土壌処理施設の従業員に対し公害防止に関し必要な指示をし得るような地位を与えるよう配置することが必要である。

# 14. 汚染土壌処理業による汚染土壌の処理の基準(法第22条第6項関係)

No.	Q (質問の概要)	A (質問に対する回答)
1	処理業省令第5条第20号において,地下水の水質の測定が規定されているが、測定項目は、地下水基準に規定されるすべての項目とするべきか。	規則第7条第1項に規定する地下水 基準が定められているすべての項目で ある。ただし、自然由来等土壌利用施 設にあっては、許可に係る特定有害物 質の種類のみで差し支えない。
2	処理業省令第5条第21号において、大気有害物質の量の測定が規定されているが、浄化等処理施設(洗浄処理)の場合、測定をすべき「排出口」はどこであるとするべきか。	「排出口」とは、施設において発生する大気有害物質を大気中に排出するために設けられた煙突その他の施設の開口部をいい、排出口が設けられていない場合には、測定は不要と解する。

# 15. 汚染土壌処理業による汚染土壌の処理に関する記録及び閲覧(法第22条第8項関係)

No.	Q(質問の概要)	A (質問に対する回答)

### 16. 汚染土壌処理業による変更の許可等(法第23条関係)

No.	Q(質問の概要)	A (質問に対する回答)
1	処理業省令第4条第2号ロ(2)に 規定する、汚染土壌処理施設から生ず る公害を防止するための知識を有する 者を変更した場合、変更届・変更許可 のどちらの対象となるか。	当該変更は処理業省令第9条及び第 10条に規定する事項ではなく、法第 23条第1項の許可を要する変更にも 該当しないため、変更許可・変更届の どちらも要しない。ただし、汚染土壌 処理業者と管轄の都道府県等の間で情 報共有されることが望ましい。都道府 県等におかれては、当該者が適切に配 置されるよう監視、指導されたい。

### 17. 許可の取消し等の場合の措置義務(法第27条第1項関係)

No.	Q (質問の概要)	A (質問に対する回答)
1	により調査を行うことにより同項第4	覆いを損壊しなければ試料採取等を 行うことができない場合は、処理業省 令第13条第1項第2号の調査におい て試料採取を省略し、調査対象の特定 有害物質について第二溶出量基準及び 土壌含有量基準に適合しない汚染状態 にあるものとみなされる。

## 18. 許可証の交付等(法第28条関係)

No.	Q(質問の概要)	A (質問に対する回答)
1	汚染土壌処理業の許可証に係る許可番号について、処理業通知により、許可番号の構成は11桁の数字で4~8桁目に汚染土壌処理施設の種類を示す番号を付すこととなっている。許可を取得した後に一部の施設の廃止や施設の追加を行った場合、許可番号を変更する必要があるか。	変更許可の際に変更後の施設の実態に即した許可番号を付与されたい。